

市第59号議案

第3期横浜市教育振興基本計画の策定

第3期横浜市教育振興基本計画を次のように定める。

平成30年12月6日提出

横浜市長 林 文子

第3期横浜市教育振興基本計画

第1 「第3期横浜市教育振興基本計画」について

1 計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置付け

ア 横浜教育ビジョン2030の具現化

2030年頃の社会を展望し、横浜の教育が目指す人づくり、横浜の教育が育む力及び横浜の教育の方向性を示す「横浜教育ビジョン2030」（2018（平成30）年策定）の具現化に向けたアクションプランとして、今後5年間で進める施策や取組を「第3期横浜市教育振興基本計画」に定めます。

イ 教育基本法に基づく法定計画

「第3期横浜市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

(2) 計画期間

5年間 2018（平成30）年度～2022（平成34）年度

2 横浜市が策定した他の計画等との関係

「第3期横浜市教育振興基本計画」の策定に当たっては、「横浜市中期4か年計画2018～2021」をはじめ、子育てや福祉等

の各分野別の計画等と関連する部分について、整合を図っています。

3 計画の構成

「横浜教育ビジョン2030」が示す4つの教育の方向性と14の柱に基づき、「26の施策」を示します。施策ごとに、「指標」、「想定事業量」、「主な取組」を掲げ、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を行います。

第2 基本的な方向性

1 基本姿勢

「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向け、本計画を策定・推進するに当たっての基本姿勢として、次の2点を示します。

(1) 持続可能な学校への変革

持続可能な未来の創造・持続可能な学校への変革を目指し、SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開、「教職員の働き方改革」の着実な実施、地域、企業、大学及び関係機関等との連携・協働の推進、自然環境に配慮した学校施設の整備を進めます。

(2) 客観的な根拠に基づく教育政策の推進（EBPM）

明確な指標設定のもと、大学や企業等と連携し、学力・学習状況調査等のデータの分析や施策・取組の効果検証を踏まえて、授業改善や教育施策を推進します。

2 特に重視するテーマ

(1) 新学習指導要領の着実な実施と主体的な学びの実現

2020年から全面実施される新学習指導要領への移行に向けた万全な準備を行い、着実に実施することにより、主体的な

学びを実現することができるよう、各取組を推進します。

(2) 新時代の到来を見据えた次世代の教育の推進

グローバル化の一層の進展や情報社会、超スマート社会、AIの進化等、新時代の到来を見据え、子どもが地域や社会とのつながりを通して、新たな価値を創造する力を育みます。

(3) 子どもの健康の増進

生涯にわたって、健康かつ豊かな生活を送ることができるよう、自ら健康を保持増進しようとする態度の育成や、科学的根拠に基づく体力向上に取り組めます。

(4) 多様なニーズに対応した特別支援教育の推進

共生社会の実現に向け、全ての学校において、インクルーシブ教育システムの構築を更に推進し、多様な教育の場を充実させていくとともに、全ての子どもに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を行います。

(5) 複雑化する課題の解決に向けた学校組織の体制強化、福祉・医療との連携強化

いじめ等の課題の早期発見・解決や日本語指導が必要な児童生徒及び不登校児童生徒への支援の充実に向け、学校組織の体制強化を進めるとともに、貧困・虐待等の課題に対応するため、福祉・医療との連携強化を図ります。

(6) 計画的な学校施設の建替えの推進

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」（2017（平成29）年策定）に基づき、老朽化した学校施設の建替えに順次着手します。

第3 14の柱

1 柱1 主体的な学び

(1) 施策1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上 現状と課題

- (ア) 質的にも量的にも大きな変化を伴う新学習指導要領が、小学校では2020（平成32）年度、中学校では2021（平成33）年度、高等学校では2022（平成34）年度より順次、全面実施されます。
- (イ) 新学習指導要領の実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた「授業改善」が求められます。児童生徒が自ら問いを見だし解決していく過程の中で、実生活を含む様々な場で活用可能な資質・能力を身に付けることができるよう、全ての教員が授業改善に取り組み、学校全体でカリキュラム・マネジメントを進めていく必要があります。
- (ウ) 2018（平成30）年度の「全国学力・学習状況調査」では、各教科の「知識」に関する問題と「活用」に関する問題共に、横浜市立小・中学校の平均正答率が、全国平均と同程度あるいは上回る結果となっていますが、その一方で、横浜市では、個人の正答率の差が大きく、学習の習熟度に応じた指導が求められています。
- (エ) 「横浜市学力・学習状況調査」では、新学習指導要領において求められる資質・能力の測定や、個人の状況のきめ細かな把握ができるよう、調査内容の全面的な見直しが必要です。

(カ) 各学校では、「横浜市学力・学習状況調査」結果の分析チャート等を活用して「学力向上アクションプラン」を作成し、授業改善や児童生徒への学習支援を行いました。各学校において、分析チャートから分かる児童生徒の学力の状況について、保護者・地域や小中一貫教育推進ブロック（以下「ブロック」といいます。）内での共有等は進みましたが、よりきめ細かな指導・支援を行うため、分析チャートの一層の活用を図る必要があります。

(カ) 学習支援が必要な生徒を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上のため、地域と連携した中学校における放課後の学習支援「放課後学び場事業」を2016（平成28）年度より一部の学校で実施していますが、本事業の更なる拡充が求められています。なお、小学校についても、一部の地域において2017（平成29）年度より放課後学習支援を開始しました。

(2) 施策2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進 現状と課題

(ア) 不登校児童生徒への支援

a 2017（平成29）年度の「児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査」によると、長期欠席（年間30日以上欠席）した児童生徒数は増加傾向にあり、そのうち不登校児童生徒数は、2013（平成25）年度に比べ約1,100人増加しています。不登校の要因と考えられる状況として、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「

学業の不振」及び「家庭に係る状況」が高い割合を占めています。

b 不登校児童生徒等に対する多様な学習活動の充実や個々の状況に応じた支援の推進等を目指し、2016（平成28）年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、学校内外における子どもの多様な学びの場の確保及び充実が求められています。

c 学校では、カウンセラーによる相談や児童支援・生徒指導専任教諭及び養護教諭等による指導・支援を行っています。また、学校外においても、社会的自立を目指し、ハートフルフレンド・ハートフルスペース・ハートフルルームによる支援を行っており、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行うために、支援員等の人材の確保や専門性の向上が求められています。さらに、民間教育施設が運営するフリースペース「ハートフルみなみ」への助成等を行うとともに、他の民間教育施設等との連携を進めています。

(イ) 日本語指導が必要な児童生徒への支援

a 日本語指導が必要な児童生徒数が、2013（平成25）年から2018（平成30）年の間に約900人増加しており、在籍が一部の地域に集中する「集住」と、少人数がそれぞれ幅広い地域に在籍する「散在」が同時に進んでいます。

b 学校における日本語教室の取組や母語による支援、

外国語補助指導員の配置、国際教室担当教員の配置の拡充等に加え、日本語支援拠点施設「ひまわり」の開設による児童生徒の受入れに対する支援の強化等、総合的な支援の充実を進めてきました。

c 日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、言語に加え、発達や家庭環境等の課題を抱えた児童生徒も増加する傾向にあり、支援体制の強化や専門性の向上が求められています。

(ウ) 教育相談の充実

a 各学校においては、教職員やカウンセラー等が、児童生徒や保護者に寄り添い、適切な支援や助言を行う教育相談を実施しています。また、必要に応じて、心理、医療、社会福祉等の専門家や区役所等の関係機関、不登校児童生徒への支援を行う横浜教育支援センター等へつないでいます。

b 各学校において、教職員やカウンセラー等が、組織的に適切な教育相談を行うことや、学校と関係機関が「顔の見える関係」を作り、それぞれの強みを生かした連携を図ることが求められています。

(3) 施策3 特別支援教育の推進

現状と課題

(ア) 特別な支援が必要な子どもが増えている中、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方も踏まえ、様々なニーズに対応することが求められています。また、多様な学びの場で、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導

・支援を行っていくためには、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性の向上が必要不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や、多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

- (イ) 一般学級において特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が増加しており、特別支援教育の視点に基づく、児童生徒に対する理解と授業の実践が必要です。そのため、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実が求められています。また、横浜型センター的機能の効果的な活用により、障害種ごとの専門性を生かした学校支援が必要です。
- (ロ) 通級指導教室の利用人数は、この10年間で約1.7倍になっており、一人当たりの適切な指導回数や指導時間の確保が困難になっています。教職員の専門性の向上や人的配置を含めた環境整備とともに、巡回型指導の実施等、一人ひとりのニーズに応じた指導体制の強化が求められています。また、各学校の特別支援教室においても、通級指導教室と連携した指導・支援体制の充実が求められています。
- (ハ) 個別支援学級の在籍児童生徒数は、この10年間で約1.7倍になるとともに、障害の多様化や重度化により、一人ひとりのニーズに応じた丁寧な指導が難しくなっています。そのため、教職員の専門性の向上や人的配置を含

めた環境整備により、障害種に応じた指導体制の充実が求められています。

(カ) 特別支援学校では、在籍児童生徒数の増加による過大規模化や障害の多様化、重度化及び重複化への対応が求められています。その中でも、知的障害特別支援学校は、入学希望者が増加しており、受入れのための具体的な対応が求められています。また、中学校個別支援学級の卒業生の増加を踏まえ、生徒の状況に応じた進路指導を行う必要があります。神奈川県インクルーシブ教育の推進状況も踏まえた連携強化が求められています。

(カ) 特別支援教育総合センターでは、近年特に、知的に遅れはないが、発達障害等により配慮が必要な児童生徒の相談が増えています。より適切に相談に対応できるよう、相談機能の更なる充実や、教育相談に関わる機関が連携して児童生徒を支援する仕組みづくりが求められています。

(4) 施策4 魅力ある高校教育の推進

現状と課題

(ア) 2022（平成34）年度からの新学習指導要領の全面实施や、高大接続改革（「高校教育」と「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の一体的な改革）等、高等学校を取り巻く環境が急速に変化しています。

(イ) 高大接続改革の動向を見据え、知識基盤社会やグローバル社会で求められる「知識と智慧」を育成することが求められています。

- (ウ) 全市立高校では、生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばす特色ある取組やグローバル化への対応等、魅力ある学びの創出に向けた取組を推進しています。
- (エ) 横浜市内の公立中学校卒業予定者数が減少に転じている一方で、市立高校については、例年多くの中学生が志願しています。引き続き、各市立高校の魅力づくりを進めるとともに、学校運営について、自己評価や学校関係者評価、第三者評価を活用することにより、更なる改善に向けた取組が必要です。
- (オ) 進路に対する目的意識や将来ビジョンが曖昧なまま進学することなどがないよう、生徒一人ひとりが主体的に目標を決めて、意欲をもって学び、働くことの重要性や意義を理解することができるよう「キャリア教育」を推進していく必要があります。
- (カ) 各市立高校の老朽化や立地条件を踏まえ、地域の声や各学校の特色を考慮しながら、学校の改築等について検討を進めていく必要があります。

2 柱2 創造に向かう学び

(1) 施策1 グローバル社会で活躍できる人材の育成 現状と課題

- (ア) グローバル化が加速度的に進む社会では、様々な言語や文化、価値観をもつ人々と合意形成を図りながら協働する機会が増えていきます。その際、自分の考えをしっかりと伝えるためのコミュニケーションツールとして、英語をはじめとした外国語を使うことや、自国の文化及び

歴史を理解し、国内外に向けて発信していくことができる力をもつことがより一層求められていきます。

- (イ) 横浜市では全国に先駆けて小学校1年生から外国語活動を展開してきました。その結果、児童の英語への慣れ親しみや、コミュニケーションを図ろうとする態度等でその成果が表れてきています。こうした横浜の外国語活動の成果を生かしながら、2020（平成32）年度の外国語教科化に向けて、これまで以上に指導者の育成が急務となっています。
- (ウ) 中学校の生徒の英語力向上と教員の授業力向上を目指し、全中学校で「実用英語技能検定（英検）」を実施しています。2017（平成29）年度の「英語教育実施状況調査」では、英検3級以上を取得している生徒及び英検3級以上相当の英語力を有する生徒の割合が54パーセントとなり、当初の達成目標（40パーセント以上）を大きく上回りました。これは、4技能（「読む」、「聞く」、「話す」、「書く」）についてバランスよく授業で取り組んできた成果であると考えられますが、英検の分析結果を踏まえ、更なる授業改善を図る必要があります。
- (エ) 高等学校においては、情報や考えなどを的確に理解することや適切に伝えることのできる能力を更に伸ばし、国際社会で活用できるようにするため、英語の4技能を測定できる外部指標の活用が必要です。
- (オ) グローバル人材育成プログラムでは、生徒に身に付けてほしい力と態度を示し、市立高校の全教科でグローバ

ル人材育成に向けた取組を進めています。グローバル社会では語学力はもとより、異文化間コミュニケーション能力やチャレンジ精神の育成が求められており、課題発見と解決に向けた主体的・協働的な学習により、学びの質を充実させることが必要です。

(2) 施策2 情報社会を生きる能力の育成

現状と課題

- (ア) 情報化が急速に進展する社会において、「情報活用能力」の育成の必要性が高まっています。情報活用能力を、学習の基盤となる資質・能力として位置付け、各学校におけるカリキュラム・マネジメントにより教育課程全体で確実に育成していく必要があります。
- (イ) 新学習指導要領において必修となったプログラミング教育の推進が必要です。「プログラミング的思考」は、子どもが将来どのような職業に就くとしても時代を超えて普遍的に求められる力です。プログラミング等の体験を通して、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を育む学習活動を計画的に実施することが求められます。
- (ウ) 2016（平成28）年度の「ICT活用指導力実態調査」によると、横浜市は、児童生徒のICT活用を指導する教員の能力が全国平均より低い水準となっており、児童生徒がICT機器を効果的に活用することができるよう、教員のスキルアップが求められています。
- (エ) プログラミング教育については、地域や民間等と連携

しながら推進する学校が増えてきています。今後は、プログラミング教育等の実施を官民が連携して支援する体制を構築することが望まれています。

(カ) 他都市に比べてICT環境の整備が遅れている状況です。ICT機器の整備について、タブレット端末を学習者用として小・中学校に10台ずつ導入しましたが、一度に複数のクラスで活用するために更なる整備が必要です。また、現場のニーズに応じて行ってきた校務システムの保守・改修や「Y・Y NET」の運用管理サポートをはじめ、安全で安定したシステム運用が必要です。

(カ) 近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、無料通話アプリやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲームの利用等を通して、長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」、ネット詐欺・不正請求等の「ネット被害」、SNSによるトラブル等、情報化の進展に伴う新たな問題が、児童生徒にも生じています。学校教育においては、家庭と連携して情報モラル・マナーを育成することが求められています。

(3) 施策3 持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成 現状と課題

(ア) グローバル化が進み、社会の仕組みが複雑化する中で、子どもが将来就きたい職業等について具体的なイメージを描くことが難しくなっています。働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標をもつことができ

る子どもを育む「自分づくり教育（キャリア教育）」が重要になります。

- (イ) 実社会で活躍するための資質・能力の育成に向けて、地域貢献や社会参画の意義、やりがいについて、「体験」を通して考える機会を創出することが重要です。特に中学校における取組の充実が課題です。
- (ロ) 企業や地域の協力を得て、課題解決に関する体験型学習の場として「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を実施し、子どもの地域貢献や社会参画に対する意識を高める取組を推進してきました。
- (ハ) 2015（平成27）年に「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals SDGs）」が目標として設定されました。教育現場においても、SDGsと関連した教育活動の展開が求められています。
- (ニ) 持続可能な社会の実現に向けて行動する力を育むために、各学校の活動をESD（持続可能な開発のための教育）の視点で捉え直すことにより、カリキュラムと授業の改善を進め、学校や地域の更なる活性化を図ることが大切です。
- (ホ) 2016（平成28）年度より、「ESD推進コンソーシアム」を設置し、ESDを推進していますが、より多くの学校で取組を進めていくことが課題となっています。

- (キ) 持続可能な社会に向けて行動する力を育成するためには、SDGsと関連付けながらESDを推進していくことが重要です。
- (ク) 「総合的な学習の時間」を核として、道徳や特別活動、各教科との関連性を重視しながら「横浜の時間」を充実させ、問題解決的・体験的学習に取り組み、持続可能な社会に向けて、問題解決能力やコミュニケーション能力を育成することが求められています。

3 柱3 支え合う風土

施策1 豊かな心の育成

現状と課題

- (ア) 学習指導要領の改訂により、2018（平成30）年度から、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることとなりました。小学校では2018（平成30）年度から、中学校では2019（平成31）年度から全面実施になり、道徳科の教科書の使用が開始されることとなりますが、横浜市では、国に先駆けて2017（平成29）年度から「特別の教科 道徳」を実施しました。指導と評価の手引となる「特別の教科 道徳 サポートブック」を作成し、道徳教育の充実に向けて取り組んでいます。
- (イ) 道徳授業力向上推進校・拠点校の取組を全市に広げていくことにより、道徳科の授業改善に取り組んできました。より主体的・対話的で深い学びとなるように、指導の改善を図ることが求められています。

- (ウ) 子どもを巡る人権課題としては、その背景が複雑化・多様化する中で、虐待や貧困等の課題、いじめや暴力等の人権侵害、また障害者や外国人、性的少数者等への差別や偏見が顕在化しています。そのような中、自分も他の人も大切にし、尊重する心を育てることや、多様性を認め、様々な人権課題を自分のこととして捉え、共に解決に向かう子どもを育てることが求められています。
- (エ) 横浜市では、2001（平成13）年度に「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」を、2003（平成15）年度に「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）について」を示し、人権教育を推進してきました。2017（平成29）年度より「人権教育の充実に向けて『想（おもい）』」を発出し、「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」、「人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成」という2つの理念で人権教育を推進しています。
- (オ) 児童生徒の自己肯定感等の高まりが見られます。これは、道徳教育や道徳的な実践の場でもある特別活動を中心として、互いの関わりを大切にした集団活動の充実がなされるとともに、子どもの人権を尊重した学校づくりを推進してきた結果、自他共に人格を尊重する意識が醸成されてきたと考えられます。一方、全国平均と比較してやや低い傾向があるため、「考え、議論する道徳」の充実をはじめ、自己肯定感を高める取組が求められてい

ます。

- (カ) 豊かな心の育成のために、市内文化施設や芸術団体等がコーディネーターとして、様々な分野で活躍する芸術家と学校をつなぎ、子どもが「本物」に触れる機会を創出しました。情報通信技術の一層の進展が見込まれる中、文化芸術の創造性や表現力に触れる機会を通して、豊かな感性や情操を育むことが期待されています。

4 柱4 学びと育ちの連続性

(1) 施策1 つながり重視した教育の推進

現状と課題

- (ア) ブロックの設定により、ブロック内での教職員の情報共有の機会が増え、小中9年間を意識した指導内容や指導方法等、学びの連続性を意識した授業改善が進みました。また、教職員にとっても、小学校の学校全体で取り組む授業研究や中学校の組織的な生徒指導等、互いの良さを吸収し合い、指導力の向上につながりました。
- (イ) ブロック内で、児童生徒の交流や教職員の情報共有が進んだことにより、児童生徒指導の充実が図られ、中1ギャップの軽減等につながりました。今後は、学校生活のきまりや学校行事等、ブロックの実態に応じて情報共有を進めるとともに、学力面でのギャップの解消を図っていく必要があります。
- (ウ) 「義務教育学校」制度の創設を受け、2016（平成28）年4月に霧が丘小中学校を「横浜市立義務教育学校 霧が丘学園」に移行し、2017（平成29）年4月に西金沢小

中学校を「横浜市立義務教育学校 西金沢学園」に移行しました。現在、3校目となる「横浜市立緑園義務教育学校」の設置に向けた準備を進めています。2つの義務教育学校では、9年間を通して学習指導及び生活指導の円滑な接続を図るため、特色ある教育活動が展開されています。教職員の交流や情報交換により9年間を見通した指導ができ、子どもが安心して学校生活を送ることができています。

- (エ) 併設型小・中学校は、指導内容の入替えや移行、新しい科目の設定等、学習指導要領の枠を柔軟に捉えた教育課程の編成においてメリットの多い制度であるため、小中一貫教育の一層の充実を目指し、2017（平成29）年4月に4つのブロックで導入しました。
- (カ) 「横浜版接続期カリキュラム」に基づき、幼保小連携の取組を推進しました。その結果、教職員の連携や情報共有が進み、子どもの安心感の高まりや人間関係形成が見られました。さらに、園と小学校が編成するカリキュラムの相互理解と連携を推進することによって、園での育ちと小学校の学びをより円滑に接続する必要があります。

(2) 施策2 健康な体づくり

現状と課題

- (ア) 横浜市の児童生徒は、運動や健康に対する意識が高いのが特徴です。一方で、児童生徒の運動習慣については、運動する子どもとしない子どもの二極化や男女間の差

が課題となっています。また、運動能力の状況は、経年変化を見ると僅かに上昇傾向にあるものの、依然として全国平均より低い状態にあります。

- (イ) 各学校では「体育・健康プラン」を作成し、運動習慣の確立に向けて、「体力向上1校1実践運動」等を行ってきました。しかし、健康な体づくりのためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携して、体力向上や運動習慣・生活習慣の改善に取り組むことが必要です。また、「体力・運動能力調査」の結果を家庭等と共有するために、より効果的な方法が求められています。
- (ウ) 新学習指導要領の実施に伴い、運動やスポーツを「する・みる・支える・知る」と多様な関わり方で親しむことが求められます。学校教育だけでなく、地域や行政、企業、大学等が連携する仕組みづくりを進める必要があります。
- (エ) 「ラグビーワールドカップ2019™」及び「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」に向け、はまっ子スポーツウェーブや中学校総合体育大会閉会式等にオリンピック・パラリンピアン等を招き、「本物」に触れる機会を設けてきました。
- (オ) 食育推進研修会において、食育実践推進校における保護者や地域と連携した食育の取組やブロックでの食育実践事例等、日常の食生活を改善する取組が報告、発信されました。推進校の実践を参考に、多くの学校において、日々の給食指導や、保護者や地域の生産者と連携した

食育の取組を進めてきました。また、市や県の関連機関及び一般企業が実施している「食育出前講座」を受講する学校数が、延べ300校を超えるようになりました。

(カ) 2017（平成29）年1月から、全中学校で横浜型配達弁当「ハマ弁」を実施しました。ハマ弁の利便性向上のため、ポイント制の導入やスマホアプリの開発を行いました。また、ハマ弁の良さを周知する取組として、小学校を対象にした食育セミナーや試食会を行いました。喫食率が2018（平成30）年3月時点で1.3パーセントと低迷しています。

(キ) 「第2期健康横浜21」中間報告において、生涯の健康づくりにおける学童期での健康教育の推進が求められています。歯・口腔では歯肉炎の割合の減少を目指した歯科保健教育を、家庭と連携して進めていくことが必要です。

(ク) 「薬物乱用防止教育プログラム」（2016（平成28）年度）、「飲酒防止教育プログラム」（2017（平成29）年度）及び「喫煙防止教育プログラム」（2018（平成30）年度作成予定）を活用し、学校薬剤師等の外部講師と連携して、小学校段階から薬物乱用、喫煙及び飲酒の防止に関する教育を進めていく必要があります。

(ケ) 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動の適切な休養日や活動時間を設定することが重要です。また、生徒数の減少や顧問の長時間労働の問題等を踏まえ

、部活動の在り方を見直すことが必要です。

5 柱5 安心して学べる学校

施策1 安心して学べる学校づくり

現状と課題

- (ア) 辛い思いをしている児童生徒に気付き、表面化していない心理や特性を理解できるよう、一人の児童生徒に対して複数の教職員が関わり、多面的に児童生徒の状況を捉えることが求められています。
- (イ) 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用を図り、だれもが安心して参加でき、自己肯定感を高められる授業づくり・集団づくりを引き続き進めることが重要です。
- (ウ) 「横浜子ども会議」等を通して、いじめ未然防止等に向けた、子ども自身の主体的・実践的な取組を促進していくことが重要です。
- (エ) 各学校が組織的にいじめに関する情報を共有し、確実に判断・対応できる体制を整備し、仕組みを構築する等、「いじめ重大事態に関する再発防止策」（2016（平成28）年度策定）を着実に実行していく必要があります。
- (オ) 再発防止策を踏まえ、各学校において、いじめの定義についての理解が進み、いじめの認知件数は増加しています。引き続き、いじめの早期発見や早期解決に向けた取組を進めていく必要があります。
- (カ) 学校内で発生した暴力行為について、中学校での発生件数が減少している一方で、小学校での発生件数が増加

傾向にあります。小学校における児童指導体制を強化するとともに、児童相談所や警察等の関係機関との連携を強化する必要があります。

- (キ) 不登校児童生徒数の増加傾向が続く中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（2016（平成28）年制定）の趣旨を踏まえ、学校や学校外における子どもの多様な学びの場を確保することが重要です。また、2017（平成29）年度に新たに不登校になった児童生徒が不登校児童生徒全体の4割強を占めていることを踏まえ、子ども一人ひとりに対する深い理解やきめ細かな支援を基盤とし、前向きな思いがもてる魅力ある学校を目指した取組が求められています。
- (ク) 上記課題に対して児童支援・生徒指導専任教諭が中心となって組織的な指導・支援を行うとともに、カウンセラーやSSW、弁護士、医療等の専門家の積極的な活用により、チームアプローチを強化していく必要があります。

6 柱6 社会とつながる学校

(1) 施策1 地域との連携・協働の推進

現状と課題

- (ア) 「横浜教育ビジョン」（2006（平成18）年策定）において、横浜らしさである「公（公共心と社会参画意識）」、「開（国際社会に寄与する開かれた心）」を示して教育を推進するとともに、「『まち』とともに歩む学校

づくり懇話会」や「学校支援活動事業」等、地域と学校が連携して子どもを育む様々な取組が展開されてきたことにより、地域や社会に貢献しようとする態度の育成や共生の意識の醸成が進んでいると考えられます。

- (イ) 2017（平成29）年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴い、各市町村の教育委員会に対して、学校ごとに「学校運営協議会」を設置することが努力義務化されました。横浜市においては、既存の仕組みや資源を活用しながら、各地域の状況に応じた学校運営協議会の設置を推進しており、設置校数は全体の約30パーセントです。
- (ウ) 新学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有することが期待されています。そのため、保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会の意義や役割について、教職員や保護者、地域の理解を深め、学校運営協議会の設置をより一層推進していく必要があります。
- (エ) 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進していくため、社会教育法が2017（平成29）年に改正され、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や、「地域学校協働活動推進員」に関する規定が設けられました。今後、横浜市においても法改正の

趣旨等を踏まえ、従来の連携・協働体制を基盤として、幅広い層の地域住民や団体等の参画を得て、地域学校協働活動を推進する「地域学校協働本部」の整備を進める必要があります。

(ホ) 学校運営協議会と地域学校協働本部が両輪となり、学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくことができるよう、それぞれの知見、経験、課題等の共有を図ることが重要です。

(2) 施策2 自主・自律的な学校運営の推進

現状と課題

(ア) 各学校では、「中期学校経営方針」を策定し、「横浜市学校評価ガイド」に沿って、「自己評価」や、学校運営協議会等を活用した「学校関係者評価」を実施しています。新学習指導要領、「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の策定を踏まえ、「横浜市学校評価ガイド」を改訂する必要があります。

(イ) 「横浜市立学校管理職人材育成指針」に基づき、管理職が優れた組織マネジメント力を身に付け、リーダーシップを発揮するために、管理職研修や統括校長が主催する学校経営推進会議を実施してきましたが、複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応していくために、マネジメント力の一層の向上を図る必要があります。

(ウ) 2010（平成22）年に、市内4か所に学校教育事務所が開設され、各学校の実情を踏まえたきめ細かな支援を行

ってきました。指導主事の学校訪問を通して、各学校の状況を適切に把握し、教育課程運営や課題解決の支援を行っていますが、複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応していくためには、学校教育事務所による学校支援の在り方について、不断の見直しを図る必要があります。

- (エ) いじめや不登校等の児童生徒指導上の課題が複雑化・困難化してきている中、学校だけで課題を解決していくことは難しくなっています。そのため、学校教育事務所では、課題別担当の指導主事を中心として、学校支援員やスクールソーシャルワーカー等を加えた「学校課題解決支援チーム」を迅速に派遣することで、学校課題の早期解決を図っていますが、より良い支援の在り方について検討する必要があります。
- (オ) 自主・自律的な学校運営を推進していくためには、教職員一人ひとりの能力の向上が必要です。学校教育事務所では「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」において、授業づくり講座等を行っていますが、より多くの教職員が参加・利用できるような環境整備が必要です。
- (カ) 2017（平成29）年度に、県費負担教職員の定数の決定や給与負担等の権限が神奈川県から横浜市へ移管されました。これを機に、学校現場への支援をより一層進めるため、複数の学校に事務長を配置し、学校教育事務所と兼務をすることで、連携体制を構築してきました。事務長と連携し、学校事務職員の人材育成、業務執行管理や

業務改善等を推進し、学校事務職員がその専門性を生かして、より積極的に校務運営に参画することが必要です。

。

7 柱7 いきいきと働く教職員

施策1 教職員の働き方改革の推進

現状と課題

(ア) 横浜市では、2013（平成25）年度に「横浜市立学校教職員の業務実態に関する調査」を実施し、約9割の教職員が多忙と感じている実態が明らかになりました。また、国においても、2017（平成29）年に約10年ぶりに行われた「教員の勤務実態調査」の結果が公表され、10年前の調査に比べて、いずれの職種でも勤務時間が増加し、特に小学校約34パーセント、中学校約58パーセントの教員が週当たり60時間以上の勤務（月80時間以上の時間外勤務相当）という状況が浮き彫りになりました。

(イ) 横浜市では全国に先駆けて教職員の負担軽減に関する取組を進めてきましたが、長時間勤務の抜本的な解消には至っていないことを踏まえ、今後5年間の、働き方改革に向けた取組を計画的に推進していくため、2018（平成30）年に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定しました。本プランに基づき、スピード感をもって、改革を推進していくことが重要です。

8 柱8 学び続ける教職員

施策1 教職員の育成、優秀な教職員の確保

現状と課題

- (ア) 教員の大量退職・大量採用により、経験年数25年以上のベテラン層の割合が減る一方で、経験年数が10年以下の教員が増加し、全体の5割を超えています。いじめ、不登校、子どもの貧困等、学校における課題が複雑化・多様化していることや、学習指導要領の改訂等を踏まえ、引き続き、教職員が学び続けることのできる環境づくりや効果的・効率的な教職員の育成が求められています。また、持続可能な学校運営や教育の質の向上のためにも、実践力や専門性を備えた優秀な教職員の確保が重要です。
- (イ) 今後は、採用者の多くが出産・子育て世代に移行していくため、産休・育休取得者の増加が見込まれます。教職員が安心して働くことができるように、十分な代替教職員を確保していく必要があります。
- (ウ) 一方で、採用者の多くがミドルリーダー層になることで、学校運営の中で力を発揮できる人材が増えることが見込まれています。ミドルリーダーの中から次世代の学校リーダーを育成できるよう、継続的な支援が必要となります。
- (エ) 学校内の人材育成力を高めるためにも、キャリアステージに応じて、学校内での自分の立場や役割に責任をもち、やりがいや成長を感じることができるようなOJTの推進方法が求められています。そのためにも、特に経験の浅い教員を指導・助言する教員の育成が必要になります。

- (カ) eラーニング等の活用により、効率的・効果的な研修の実施や、全市の教職員が同じ条件で質の高い研修等を受けることができるシステムの構築が必要です。
- (カ) 採用後すぐに子どもや保護者と適切に関わり教育活動を行うことができるよう、教員志望の学生等が採用前から一定の実践力や専門性を身に付けるため、養成段階から大学等と連携し、即戦力となる教員を養成することが必要です。
- (キ) 2013（平成25）年に教育文化センターが廃止されたことに伴い、設備の整った研究スペースがない、研究・研修・教育相談施設が分散している、ホール及び併設する研修室がないなどの課題が生じており、新学習指導要領や新たな教育課題へ対応するためにも、新たな教育センターのための施設確保が必要となっています。

9 柱9 安全・安心な環境

(1) 施策1 安全・安心な教育環境の確保

現状と課題

- (ア) これまで、児童生徒の安全を確保するため、「横浜市耐震改修促進計画」（2006（平成18）年策定）に基づき、2015（平成27）年度までに学校施設の耐震化を完了させるとともに、2017（平成29）年度までに全ての防火防煙シャッターに危害防止装置を設置しました。また、体育館トイレの洋式化や多目的トイレの設置については、2017（平成29）年度に全校で完了させています。
- (イ) 横浜市では学齢期人口の増加に合わせ、昭和40年代か

ら50年代にかけて学校施設を集中的に整備してきたことから老朽化が進行しており、学校施設の安全確保が強く求められています。

- (ウ) 子どもの安全・安心の確保を最優先で進めるとともに、より良い学習環境の提供や防災対策の観点からも、学校施設の環境改善を実施していく必要があります。
- (エ) 特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））の暑さ対策やトイレの洋式化等を行うことにより、子どもが快適に教育を受けられる環境を整える必要があります。
- (オ) 学校における災害時の防災対策として、児童生徒用の飲食料等については、2015（平成27）年度までに全校に配備しており、引き続き更新を実施する必要があります。防災ヘルメットについては、毎年、小学校・特別支援学校小学部の1年生を対象に配備を行っています。
- (カ) 2014（平成26）年の台風18号により市内で発生したがけ崩れを受け、2014（平成26）から2015（平成27）年度にかけて学校敷地におけるがけ等の調査を実施し、2015（平成27）年度から工事を実施しています。引き続き、学校敷地にあるがけ地の安全対策を進める必要があります。
- (キ) 2018（平成30）年6月の大阪府北部地震を受け、現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明した61校（2018（平成30）年8月現在）の学校施設のブロック塀について、必要な対応をできるだけ速やかに進める必要が

あります。

(2) 施策2 学校施設の計画的な建替えの推進

現状と課題

- (ア) 従来は築40年程度で建替えを行っていましたが、現状では約6割の学校が築40年以上経過しています。そこで、2017（平成29）年に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、計画的に建替えを進めることとしました。
- (イ) 学校施設の建替えは70年に一度の貴重な機会です。この機会を捉え、建替え以外の手法では改善が見込めないような施設面の機能向上や課題解決を図ります。
- (ウ) 学校施設の建替えの際には、学校規模の適正化の検討や、教育効果の向上を見込むことができる他施設との複合化等についても留意し、地域と共に子どもをよりよく育むための教育環境を整えます。
- (エ) 学校施設の建替え時等には、自然環境や省エネルギーに配慮し、児童生徒の環境教育にも活用できる施設の整備を進めます。

10 柱10 地域とともに歩む学校

(1) 施策1 学校規模の適正化

現状と課題

- (ア) 市内北部や臨海部を中心とした集合住宅の開発等による児童生徒数の急増や、市内西部や南部等における少子化による児童生徒数の減少等が生じており、地域の状況に応じた学校規模の適正化が必要となっています。

- (イ) 小規模校（小学校11学級以下・中学校8学級以下）では、子ども同士がよく知り合うことができ、人間関係を密にすることができますが、クラス替えのできない学年が生じることや、友人や学級間の交流が少なくなるため、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合う機会が少なくなることにより、課題が生じるおそれがあります。
- (ウ) 準適正規模校（25～30学級）では、保有教室数や特別教室数等が充足している場合は、教育指導面において適正規模校（12～24学級）と遜色ない教育を進めることができますが、過大規模校（31学級以上）では、特別教室、体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなるなどの課題があります。
- (エ) 通学区域に関する問題を解消するため、通学区域の変更や弾力化を推進する場合は、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら進めていく必要があります。

(2) 施策2 地域の状況を踏まえた学校づくり

現状と課題

- (ア) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校が保護者や地域住民等と目標を共有し、地域と連携・協働しながら子どもを育むことが求められています。そのため、地域学校協働活動を推進するとともに、地域と共に子どもをよりよく育む教育環境を整えていく必要があります。
- (イ) 学校は子どもが多く時間を過ごす学習・生活の場で

あるとともに、地域の防災や生涯学習、まちづくり等の様々な役割も担っているため、学校施設の建替えに当たっては、教育効果の向上を見込むことができる他施設との複合化等についても検討する必要があります。

11 柱11 市民の豊かな学び

(1) 施策1 生涯学習の推進

現状と課題

(ア) 生涯学習の推進

a 横浜市では、「第3次横浜市生涯学習基本構想」（2011（平成23）年策定）に基づき、市民が主体的に地域課題の解決に向かうよう、各区の社会教育主事（補）の任命のほか、社会教育コーナーと連携し、生涯学習関係職員への研修・相談支援や、国や県からの研修案内等の情報提供を実施し、生涯学習を推進してきました。

b 市民が主体的に地域課題の解決に向かう姿を目指し、関係局と連携しながら生涯学習に関係する職員向けの研修を充実させる必要があります。また、市民活動・生涯学習支援センターの職員に対して、各区の特性や職員の勤務形態に応じた研修を実施することが求められています。

c 保育ボランティアグループの立ち上げや、おはなし会ボランティア養成講座の実施等により、地域課題を解決する担い手の発掘・育成に取り組みました。担い手の高齢化が進んでいることから、若手や企業等、新

たな人材を発掘・育成していく必要があります。

- d これまでの取組の成果と課題や、時代とともに変化する社会情勢を踏まえ、「横浜市生涯学習基本構想」の改訂を行う必要があります。

(4) 読書活動の推進

「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」（2013（平成25）年施行）に基づき、「横浜市民読書活動推進計画」（2014（平成26）年策定）（以下「読書計画」といいます。）を策定し、各区の地域性に応じた取組を推進しました。現行の読書計画を振り返り、成果と課題を基に、「第二次読書計画」を策定する必要があります。

(2) 施策2 図書館サービスの充実

現状と課題

- (7) 図書館の来館者数や貸出冊数の推移は、この5年間おおむね横ばいの状況ですが、予約冊数は増加しており、蔵書に対する利用者の要望に十分に応えられていません。隣接市との相互貸出利用等による利便性の向上を図るとともに、市民の学びや課題解決を支援するレファレンスサービスにも積極的に取り組んできましたが、利用者の蔵書及びサービスへの要望は多様化しており、選択と集中により蔵書の構成に特色を出していくことや図書館サービスを充実させていくことが必要です。限られた予算の中で、市民の読書ニーズに応え、地域の情報拠点として蔵書をどのように充実させていくかは大きな課題です。また、子どもに読書習慣を定着させるために、子ども

もや子どもを取り巻く大人へ働きかけを行っていくことが重要です。

- (イ) 2013（平成25）年度より横浜市立小・中・特別支援学校に学校司書を配置し、2016（平成28）年度には全校に配置しました。市立図書館では、学校司書や読み聞かせボランティア等への研修、授業で必要な図書の貸出等により学校図書館を支援しています。学校図書館が充実したものとなるよう、引き続き支援をする必要があります。

(3) 施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実
現状と課題

- (ア) 市内に残る文化財は、横浜はもとより日本の歴史を知る上でも欠かせないものであり、市民の財産として、広く保存・活用を進めていくことが必要です。そのため、市民が身近に横浜の歴史を学ぶことができるように、博物館・資料館等と連携した講座や企画展等を開催しています。今後、関係区局とも連携しながら、文化財等の歴史遺産を適切に保存・活用し、市民に広く紹介するとともに、観光資源としての魅力向上を図っていく必要があります。
- (イ) 「歴史文化基本構想」は、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、市内の文化財を適切に保存・活用するためにも策定する必要があります。

- (ウ) 文化財所有者の高齢化や文化財の経年劣化による修繕等の負担が大きな課題となり、次世代の方々が適切に引き継いでいくことが困難な状況になってきています。有形・無形を問わず、文化財の価値について市民から幅広く理解・協力を得られるよう、取組を進めることが求められています。

12 柱12 家庭教育の支援

施策1 家庭教育支援の推進

現状と課題

- (ア) 家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかりと築くことがあらゆる教育の基盤として重要です。父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任があり、子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図ることなどが求められます。
- (イ) 家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受け、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいために孤立してしまう傾向があることや、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択することが難しいために悩みを深めてしまうことなど、家庭教育を行う困難さが指摘されています。
- (ウ) 学齢期の子どもの保護者が、適切な情報の選択や判断を行うことができるように支援することや、保護者の就労形態やニーズに合わせて家庭教育を学ぶ機会及び保護者同士が交流できる場の提供が必要です。

- (エ) 幼保小連携の取組が進み、子ども自身の育ちや学びが幼稚園や保育所等から小学校へつながるようになっていきます。未就学期における子育て支援施策は充実してきていますが、就学前の段階で、学校生活に関する情報が不足している、同じ学校に通う保護者同士のつながりが少ないなど、保護者が不安を抱えている場合があります。
- (オ) 少子化や核家族化の進行により、赤ちゃんや小さい子どもの世話を経験しないまま親になる人が増えています。

13 柱13 多様な主体との連携・協働

施策1 多様な主体との連携・協働の推進

現状と課題

- (ア) 「社会に開かれた教育課程」を実現するとともに、地域全体で子どもの学びや育ちを支えるために、地域学校協働活動を推進する必要があります。
- (イ) 関係機関や地域との連携強化により、登下校時の安全を確保していく必要があります。
- (ウ) 大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策を一層進める必要があります。
- (エ) 人口減少・超高齢社会が進展する中、共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるため、福祉等に対する子どもの理解や関心を高めることが求められています。
- (オ) 2004（平成16）年に「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」が締結されて以来、数多くの事例の積み重ねや対話を通して、学校と警察の

連携が円滑に行われるようになっていきます。子どもを取り巻く状況が複雑化・多様化する中、児童生徒の健全育成や非行防止等に向け、警察等の関係機関との連携を一層進めていく必要があります。

- (カ) 2016（平成28）年度より「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を開始し、企業や地域等の協力を得て、社会課題の解決に関する体験型学習を進め、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識が高まりました。今後は、より多くの企業から当該事業への理解・協力を得られるよう働きかけるとともに、参加校の拡大を図っていく必要があります。
- (キ) 市内の小中学生を対象に、民間企業・団体をはじめ、大学、公的機関等の協力を得て毎年実施している「子どもアドベンチャー」は「働く」ことの体験や、様々な社会体験を通じた「人との交流」の場と機会を提供しています。参加団体数は年々拡大し、プログラムが充実しています。
- (ク) 教員の養成及び資質・能力向上を目的として、横浜市教育委員会と52の大学等が連携・協働に関する協定を締結しています。今後は、幅広い分野で大学等との連携を進め、放課後学習支援の充実等を図っていく必要があります。

14 柱14 切れ目のない支援

- (1) 施策1 福祉・医療との連携による支援の充実
現状と課題

- (ア) 教育と福祉の連携を図り、未就学期から学齢期までの切れ目のない支援を行うため、2015（平成27）年度に区の機構改革が行われました。福祉的支援が必要な場合について、学校と区役所・児童相談所の連携を円滑に行うため、情報共有の仕組みが整理されました。
 - (イ) 虐待や貧困等、学校だけでは解決できない課題が複雑化・多様化する中、学校と区役所、児童相談所等が顔の見える関係を作り、相互理解を深めることで、連携を強化する必要があります。
 - (ウ) 教育と福祉の連携等の推進に係る国の考え方を踏まえ、障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うため、横浜市においても学校と地域の障害児通所支援事業所等との相互理解の促進が求められています。
 - (エ) 医療技術の進歩と新生児集中治療室の整備等を背景に、胃ろうや人工呼吸器等、在宅で医療的ケアを必要とする子どもが増えており、医療、福祉、教育の分野で連携して受入体制の充実を図ることが求められています。
- (2) 施策2 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

- (ア) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、横浜市としての基本目標や、基本的な考え方、2016（平成28）年度からの5年間で取り組む施策等を盛り込んだ「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定しました。

本計画のもと、教育、福祉、子育て支援等、様々な分野において連携して取組を進めています。

- (イ) 横浜市では、景気回復による世帯収入の微増に伴い、全国と同様に、就学援助認定者数及び援助率は2012（平成24）年度をピークに緩やかな減少傾向にあります。しかし、子どもの貧困が社会問題として大きく取り上げられる中、横浜市における「子どもの貧困対策」の重要な施策として、就学援助制度の周知や制度改正等に取り組んでいます。
- (ウ) 地域における子どもの居場所づくり等、子どもを地域で見守り、支える取組が広がっており、学校と地域が連携・協働して子どもの育ちや成長を支えることが求められています。

提 案 理 由

教育基本法第17条第2項の規定に基づき第3期横浜市教育振興基本計画を策定したいので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

参 考

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。